

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2023年11月10日

【四半期会計期間】 第70期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田正博

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那須智

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那須智

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第69期	第70期	第69期
		第2四半期累計期間 自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	第2四半期累計期間 自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高	(千円)	2,789,002	2,934,550	5,881,706
経常利益	(千円)	319,798	331,803	764,573
四半期(当期)純利益	(千円)	211,664	261,186	384,738
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数	(株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額	(千円)	18,927,730	19,494,681	19,041,312
総資産額	(千円)	20,398,887	21,373,865	20,491,675
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	50.22	64.33	92.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	49.73	63.76	91.56
1株当たり配当額	(円)	15.00	18.00	35.00
自己資本比率	(%)	92.6	91.0	92.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	397,114	414,356	553,283
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	186,041	58,187	325,521
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	84,095	84,252	404,587
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	9,309,598	9,277,709	9,005,793

回次 会計期間		第69期	第70期
		第2四半期会計期間 自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	第2四半期会計期間 自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	18.00	23.73

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第69期第3四半期会計期間より「株式給付信託(J-ESOP)」を導入したことに伴い、第69期及び第70期第2四半期累計期間については、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 経営成績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う行動制限の緩和や、訪日外国人旅行者数が感染拡大前の水準まで回復したことから、人流が回復するなど社会経済活動の正常化が進み、個人消費に持ち直しの動きが見られました。一方で、物価上昇による消費マインドの低下が懸念されることや、国内外の金利差拡大による円安の進行など、依然として先行き不透明な状況が続いております。海外経済につきましては、欧米を中心とした金融引き締めによる景気の下振れリスクや、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクの顕在化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社といたしましては、変化、多様化する消費者ニーズや顧客ニーズを的確に把握し、それらのニーズに合致した高付加価値製品の開発を実現すべく、新技術開発や新製法の確立に挑戦していくとともに、高止まりする原材料コストなどの動向を注視しながら事業活動を継続してまいりました。

このような状況のもと、当社の当第2四半期累計期間における売上実績は、茶エキスを中心に緩やかな回復基調で推移いたしました。

茶エキスにつきましては、ほうじ茶エキスが減少したものの、緑茶エキス・紅茶エキス等が増加したため、売上高は1,297百万円（対前年同四半期比15.0%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末ソース等が増加したものの、粉末鰹節・粉末魚介等が減少したため、売上高は849百万円（同4.6%減）となりました。

植物エキスにつきましては、野菜エキスが減少したものの、果実エキス等が増加したため、売上高は392百万円（同6.7%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、鰹節エキス等が増加したものの、椎茸エキス等が減少したため、売上高は337百万円（同1.6%減）となりました。

粉末酒につきましては、清酒タイプ等が増加したものの、ワインタイプ・ラムタイプ等が減少したため、売上高は53百万円（同2.0%減）となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は2,934百万円（同5.2%増）となり、前年同四半期に比べ145百万円増加しました。

利益面につきましては、売上高の増加により営業利益は260百万円（同0.8%増）、経常利益は331百万円（同3.8%増）となりました。また、法人税等73百万円（同23.8%増）を計上したため、四半期純利益は261百万円（同23.4%増）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## 財政状態

当第2四半期会計期間末における資産合計は21,373百万円となり、前事業年度末に比べ882百万円増加しました。

流動資産については12,409百万円となり、前事業年度末に比べ641百万円増加しました。主に、売上債権が306百万円、現金及び預金が271百万円、それぞれ増加したことによります。

固定資産については8,964百万円となり、前事業年度末に比べ240百万円増加しました。主に、繰延税金資産が81百万円減少したものの、投資有価証券が389百万円増加したことによります。

負債合計は1,879百万円となり、前事業年度末に比べ428百万円増加しました。

流動負債については1,700百万円となり、前事業年度末に比べ320百万円増加しました。主に、仕入債務が145百万円、未払法人税等が73百万円、それぞれ増加したことによります。

固定負債については179百万円となり、前事業年度末に比べ108百万円増加しました。主に、従業員株式給付引当金として77百万円計上したことによります。

純資産合計は19,494百万円となり、前事業年度末に比べ453百万円増加しました。主に、配当金の支出により84百万円減少したものの、四半期純利益261百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が270百万円増加したことによります。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ271百万円増加し、9,277百万円となりました。

なお、当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加は、414百万円(前年同四半期は397百万円の増加)となりました。これは主に、税引前四半期純利益334百万円及び、仕入債務の増減額145百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、58百万円(前年同四半期は186百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出39百万円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は、84百万円(前年同四半期は84百万円の減少)となりました。これは主に、配当金の支払額84百万円によるものであります。

## (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は104百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 であります。
計	9,326,460	9,326,460		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2023年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	465(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,650(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2023年8月8日～2053年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,267 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2023年8月7日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、10株であります。

新株予約権割当後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年9月30日		9,326,460		3,672,275		3,932,375

## (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2023年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
横浜冷凍株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい3丁目3番3号	579	13.71
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番5号	390	9.24
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番地10	348	8.26
レイズネクスト株式会社	神奈川県横浜市中区桜木町 1丁目1番地8	295	6.99
湯原善衛	愛知県瀬戸市	214	5.07
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦 3丁目19番17号	206	4.89
佐藤京子	愛知県岩倉市	203	4.82
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区栄 3丁目14番12号	202	4.79
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	200	4.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	159	3.78
計		2,800	66.29

(注) 1. 上記の他、当社所有の自己株式 5,101千株があります。

2. 当社は「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が当社株式 159千株を保有しております。同信託E口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,101,600		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,217,000	42,170	同上
単元未満株式	普通株式 7,860		
発行済株式総数	9,326,460		
総株主の議決権		42,170	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式159,900株(議決権の数1,599個)が含まれております。なお、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式は、財務諸表において自己株式として表示しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

## 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	5,101,600		5,101,600	54.70
計		5,101,600		5,101,600	54.70

(注) 「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式159,900株は、上記の自己株式等には含まれておりません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,005,793	9,277,709
受取手形及び売掛金	1,207,468	1,514,026
製品	735,053	686,024
仕掛品	374,367	427,631
原材料及び貯蔵品	382,496	385,964
その他	63,348	118,606
貸倒引当金	370	470
流動資産合計	11,768,158	12,409,494
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,407,577	1,380,471
機械及び装置（純額）	809,666	765,251
土地	2,558,304	2,558,304
建設仮勘定	8,273	4,163
その他（純額）	129,309	129,862
有形固定資産合計	4,913,130	4,838,053
無形固定資産	29,737	26,799
投資その他の資産		
投資有価証券	3,399,878	3,789,375
破産更生債権等	1,408,334	1,408,323
繰延税金資産	81,995	-
その他	298,774	310,142
貸倒引当金	1,408,334	1,408,323
投資その他の資産合計	3,780,649	4,099,518
固定資産合計	8,723,517	8,964,371
資産合計	20,491,675	21,373,865

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	310,053	455,837
短期借入金	2 670,000	2 670,000
未払金	97,019	140,392
未払法人税等	29,609	102,807
賞与引当金	132,000	132,000
その他	141,452	199,125
流動負債合計	1,380,133	1,700,163
固定負債		
役員退職慰労引当金	14,580	14,580
従業員株式給付引当金	-	77,496
繰延税金負債	-	31,295
資産除去債務	55,649	55,649
固定負債合計	70,229	179,020
負債合計	1,450,362	1,879,184
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,439,113	4,443,963
利益剰余金	13,514,596	13,691,482
自己株式	3,663,979	3,657,330
株主資本合計	17,962,006	18,150,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,038,094	1,308,570
評価・換算差額等合計	1,038,094	1,308,570
新株予約権	41,212	35,720
純資産合計	19,041,312	19,494,681
負債純資産合計	20,491,675	21,373,865

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
売上高	2,789,002	2,934,550
売上原価	2,095,560	2,224,613
売上総利益	693,441	709,937
販売費及び一般管理費	435,102	449,471
営業利益	258,339	260,466
営業外収益		
受取利息	567	566
有価証券利息	98	244
受取配当金	59,722	64,161
貸倒引当金戻入額	47	10
その他	3,470	8,236
営業外収益合計	63,906	73,219
営業外費用		
支払利息	1,850	1,882
投資有価証券償還損	536	-
その他	60	0
営業外費用合計	2,447	1,882
経常利益	319,798	331,803
特別利益		
受取損害賠償金	491	3,186
特別利益合計	491	3,186
特別損失		
損害賠償金	3,113	-
固定資産除却損	290	522
投資有価証券評価損	46,044	-
特別損失合計	49,448	522
税引前四半期純利益	270,841	334,467
法人税等	59,177	73,281
四半期純利益	211,664	261,186

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	270,841	334,467
減価償却費	143,882	139,969
貸倒引当金の増減額(は減少)	583	89
賞与引当金の増減額(は減少)	15,000	-
従業員株式給付引当金の増減額(は減少)	-	77,496
保険解約損益(は益)	450	971
受取利息及び受取配当金	60,388	64,972
支払利息	1,850	1,882
有形固定資産除却損	290	522
投資有価証券評価損益(は益)	46,044	-
投資有価証券償還損益(は益)	536	-
受取損害賠償金	491	3,186
損害賠償金	3,113	-
売上債権の増減額(は増加)	55,162	306,558
棚卸資産の増減額(は増加)	5,892	8,179
その他の流動資産の増減額(は増加)	53,304	67,631
仕入債務の増減額(は減少)	6,282	145,784
未払金の増減額(は減少)	17,912	23,295
未払費用の増減額(は減少)	6,799	186
未払消費税等の増減額(は減少)	16,116	43,498
破産更生債権等の増減額(は増加)	948	10
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,932	16,449
その他	5,585	5,886
小計	386,698	338,039
利息及び配当金の受取額	60,533	64,920
利息の支払額	1,848	1,878
損害賠償金の受取額	491	3,186
損害賠償金の支払額	1,309	-
法人税等の支払額	47,450	2,542
法人税等の還付額	-	12,631
営業活動によるキャッシュ・フロー	397,114	414,356

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	261,687	39,664
無形固定資産の取得による支出	-	2,346
投資有価証券の取得による支出	4,975	5,778
投資有価証券の償還による収入	100,000	-
長期前払費用の取得による支出	7,857	-
その他の支出	12,625	12,970
その他の収入	1,105	2,574
投資活動によるキャッシュ・フロー	186,041	58,187
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	50
自己株式の売却による収入	-	9
配当金の支払額	84,095	84,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	84,095	84,252
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	126,978	271,916
現金及び現金同等物の期首残高	9,182,619	9,005,793
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,309,598	9,277,709

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年11月4日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を2022年11月25日より導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し勤続年数に応じたポイントを、加えて管理職には管理職ポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を付与します。管理職を含めた従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度に係る当第2四半期会計期間末の負担見込額については、従業員株式給付引当金として計上しております。

(2) 本信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。本信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度 257,120千円、160,000株、当第2四半期会計期間 256,959千円、159,900株であります。

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第2四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年9月30日)
受取手形	- 千円	86,181千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第2四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入金実行残高	670,000千円	670,000千円
差引額	1,630,000千円	1,630,000千円

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
試験研究費	121,982千円	104,839千円
給与手当	63,625千円	70,366千円
役員報酬	44,520千円	42,360千円
荷造・運搬費	48,019千円	49,149千円
賞与引当金繰入額	19,785千円	21,854千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	9,309,598千円	9,277,709千円
現金及び現金同等物	9,309,598千円	9,277,709千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	84,300	20.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年11月4日 取締役会	普通株式	63,225	15.00	2022年9月30日	2022年12月2日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	84,300	20.00	2023年3月31日	2023年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年11月2日 取締役会	普通株式	76,046	18.00	2023年9月30日	2023年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、食品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第2四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

区分	金額(千円)
茶エキス	1,128,606
粉末天然調味料	890,854
植物エキス	368,262
液体天然調味料	343,580
粉末酒	54,815
その他	2,883
顧客との契約から生じる収益	2,789,002
一時点で移転される財	2,789,002
一定の期間にわたり移転される財	
顧客との契約から生じる収益	2,789,002

当第2四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

区分	金額(千円)
茶エキス	1,297,897
粉末天然調味料	849,590
植物エキス	392,838
液体天然調味料	337,979
粉末酒	53,712
その他	2,532
顧客との契約から生じる収益	2,934,550
一時点で移転される財	2,934,550
一定の期間にわたり移転される財	
顧客との契約から生じる収益	2,934,550

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	50円22銭	64円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	211,664	261,186
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	211,664	261,186
普通株式の期中平均株式数(株)	4,215,048	4,059,852
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	49円73銭	63円76銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	41,534	36,379
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 第69期第3四半期会計期間より、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入したことに伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、前第2四半期累計期間は0株、当第2四半期累計期間は159,997株であります。

## 2 【その他】

### (1) 中間配当

第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）中間配当について、2023年11月2日開催の取締役会において、2023年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	76,046千円
1株当たりの金額	18円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2023年12月1日

### (2) 重要な訴訟事件等

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、2009年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2011年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、2011年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、2011年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、2011年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、2013年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っておりましたが、2013年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より2018年1月17日付けで破産手続開始決定、2018年6月8日付けで破産手続廃止決定、2018年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、2009年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「本CP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAから本CPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが2009年2月23日、東京地方裁判所民事第20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、本CPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、2009年2月26日、本CPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2010年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、2010年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、2016年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが2015年3月期決算に続いて2016年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を2016年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、2016年8月1日付けで上場廃止となりました。

また、SFCGは東京地方裁判所民事第20部より2009年2月24日に民事再生手続開始決定を受けましたが、2009年3月24日に同裁判所はSFCGの再建の見込みがないと判断し民事再生手続廃止を決定し、2009年4月21日に破産手続開始決定をしました。その後、2019年12月18日に同裁判所はSFCGの破産手続きの終結を決定しております。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月10日

佐藤食品工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 録 宏 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 谷 光 尋

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の第2四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。